

綾瀬市教育委員会会議録

令和6年5月定例会

令和6年5月21日開議

綾瀬市教育委員会

出席委員

教	育	長	袴田	毅君
教	育	長	職務代理者	田中 恵吾君
委		員	平出	恵子君
委		員	亀ヶ谷	由美子君
委		員	齊藤	隆訓君

事務局職員

教	育	部	長	長谷川	裕司君						
参	事	兼	教	育	総務課長	大矢	博之君				
参	事	兼	学	校	教	育	課長	堺	千津子君		
学	校	給	食	セ	ン	タ	ー	所	長	比留川	晋一君
参	事	兼	教	育	指	導	課	長	春木	純子君	
参	事	兼	教	育	研	究	所	長	渡邊	倫康君	

書記

教	育	総	務	課	総	務	担	当	主	幹	奥	田	壘斗		
教	育	総	務	課	総	務	担	当	主	任	主	事	野	尻	裕一

令和6年綾瀬市教育委員会会議5月定例会議事日程

令和6年5月21日（火）午後1時30分開議

日程第1		会議録署名委員の指名について
------	--	----------------

議案

日程第2	第14号議案	綾瀬市こどもドリームプレイウッズ条例（案）について
日程第3	第15号議案	動産の取得について（案）
日程第4	第16号議案	綾瀬市奨学生選考委員会委員の委嘱について
日程第5	第17号議案	綾瀬市立学校教科用図書採択方針について

追加議案

日程第6	第18号議案	綾瀬市学校給食検討委員会委員の委嘱について
------	--------	-----------------------

午後１時３０分 開会

○教育長（袴田毅君）

あらかじめ御報告をさせていただきます。

本日の会議には、傍聴の申し出がございますが、定員を超えておりませんので、申し出の通り傍聴を許可いたしましたことを御報告申し上げます。なお、会議途中で傍聴の希望があった場合は、随時、入室を許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより傍聴人の入室を認めます。

（ 傍聴人入室 ）

○教育長（袴田毅君）

ただいまの出席者は５名であります。

定足数に達しておりますので、これより、綾瀬市教育委員会会議５月定例会を開会いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第１ 会議録署名委員の指名」をいたします。会議録署名委員に、齊藤委員を指名いたします。

○教育長（袴田毅君）

ここで、本日の日程についてお諮りいたします。

本日の議事日程に、追加議事日程の「日程第６ 第１８号議案 綾瀬市学校給食検討委員会委員の委嘱について」を追加議事とし、審議したいと思います。

これに御異議はございませんか。

（ 異議なしを確認 ）

○教育長（袴田毅君）

御異議なしと認めます。

よって、ただいまの件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

また、「日程第２ 第１４号議案 綾瀬市こどもドリームプレイウッズ条例（案）について」及び「日程第３ 第１５号議案 動産の取得について（案）」につきましては、綾瀬市議会６月定例会に提出予定の議案に関するものであり、現時点では非公開である情報等が含まれているため、綾瀬市教育委員会会議規則第８条第１項第４号の規定により、非公開審議にしたいと存じます。

お諮りいたします。本2件を非公開審議とすることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員の挙手確認)

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって第14号議案及び第15号議案は、非公開審議とすることに決しました。

なお、議事進行上、本2件につきましては最後に審議いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第4 第16号議案 綾瀬市奨学生選考委員会委員の委嘱について」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第16号議案 綾瀬市奨学生選考委員会委員の委嘱について」、御説明いたします。
議案書の3ページを御覧ください。

提案理由につきましては、中段に記載のとおり、任期満了に伴い、新たに委員を委嘱いたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により提案するものでございます。

奨学生選考委員会は、奨学金の給付を受ける資格があるかどうかを審議していただく機関で、綾瀬市附属機関の設置に関する条例により、委員の定数は10人以内、任期は2年と定められております。委員につきましては、民生委員、小学校長の代表、中学校長の代表、学識経験を有する者から選出することとなっております。

議案書の4ページを御覧下さい。

民生委員の選出区分では、1番の奥平氏と2番の中川氏の2名を、小学校長の代表では、3番の落合小学校小林校長を、中学校長の代表では、4番の綾北中学校熊本校長を、学識経験者の選出区分では、5番の県立綾瀬高等学校の齊藤副校長、6番の綾瀬中学校の吉野教頭、7番の春日台中学校の太田総括教諭、8番の城山中学校の井出教諭、9番の北の台中学校の土屋教諭を、以上9名の委員を委嘱するものでございます。

委員の任期につきましては、令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2年でございます。また、議案資料の2ページに任期が今月末までの現在の委員名簿がございますので、御参照していただければと思います。

以上で第16号議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第16号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

今回は地方公務員等について、詳しくどのような方なのかということが記載されていましたが、とてもわかりやすい資料をありがとうございました。

選考委員会の中に高校の先生が入っていますが、この経緯を教えてくださいたいのと、市内の高校という枠に関して、コミュニティ・スクールで高校の校長先生に入っている小学校があったのですが、その他にも、高校の先生と関係ある委員会や活動等がありましたら、あわせて教えてくださいたいと思います。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

綾瀬市奨学生選考委員会規則の中で、学識経験を有する者5名を選出するとございます。この中で、綾瀬高等学校または綾瀬西高等学校の副校長を1名選出してございますので、おっしゃるとおり綾瀬市内の高校から選出をするものでございます。

コミスクについては教育指導課から回答があるかと思いますが、高校の先生のこういった形の参加についてでございますが、把握している限りでは、青少年相談室の運営協議会、それから交通安全対策協議会のほうに、綾瀬西高校のほうから委員として御参加いただいております。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

コミスク委員の例が分かっていたら。

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

申し訳ございません、後で確認して、お答えさせていただきます。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

平出委員。

○委員（平出恵子君）

奨学金制度について、実際に奨学金を受けるのは高校生になってからで、中学校在学中に申請をすると思いますが、その申請の流れ、こういった形で申請をして、結果が分かるのはいつごろ

なのか、あとは、今現在認定されている生徒数が分かりましたら教えてください。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

申請、決定、給付等についての具体的な方法につきましては、綾瀬市奨学金条例施行規則及び綾瀬市奨学金事務処理要領に定められているとおりでございます。

4月から給付を開始する場合は2月1日から3月10日までの期間、10月から給付を開始する場合は8月15日から9月15日まで、年に2回申請を受け付けてございます。

その後、決定に関しましては、3月と10月に開催される選考委員会において、認定すべきと答申を受けた者を決定してございます。その後に奨学金が給付されますが、認定当初の4月、5月のみ2か月分をまとめて、6月分からは、毎月支給という形をとってございます。

また、申請者数と認定者数についてですが、令和5年度につきましては、4月の申請者が120人、10月の申請者が36人、計156名の申請をいただき、129名を認定し、支給をしてございます。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

平出委員。

○委員（平出恵子君）

国公立と私立で給付額が五千円と一万円で違うと思いますが、その内訳が分かりましたら。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

国公立が102名、私立が27名という内訳でございます。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

先ほどの御質問の回答でございますが、寺尾小学校学校運営協議会のほうに、綾瀬高校の校長先生が委員としていらっしゃいます。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

他にございませんか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

それでは質疑・討論なしと認めます。これより、第16号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員の挙手確認)

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第5 第17号議案 綾瀬市立学校教科用図書採択方針について」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第17号議案 綾瀬市立学校教科用図書採択方針について」、御説明いたします。

提案理由につきましては、議案書の5ページ中段の記載のとおり、令和7年度使用の教科用図書選定を円滑に行うため、「綾瀬市立学校教科用図書採択方針」を定めたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第14号の規定により提案するものでございます。

小・中学校で使用する教科書は、通常4年間同じものを使うことが法律で定められております。現在、中学校で使用しております教科書は、令和3年度に採択替えを行い、4年間使用しております。令和7年度から4年間使用する中学校の教科書の採択に当たり、採択方針を定めるものでございます。

それでは、議案書の6ページを御覧ください。

教科用図書の採択方針につきましては、文部科学省通知及び神奈川県教育委員会通知を基本とし、次のとおり行うとしております。

第1に、「公明適正を期し採択する」でございます。静ひつな採択環境を確保し、採択権者としての判断と責任において公明かつ公正な採択を行うものでございます。

第2に、「本市の学校、児童・生徒及び地域の特性を考慮して採択する」でございます。採択に当たっては、本市及び各学校の地域的な特性や児童・生徒の状況を踏まえ、採択するものでございます。

第3に、「教科用図書に関する研究調査の結果等を活用して採択する」でございます。各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、神奈川県教科用図書選定審議会や、綾瀬市教科用図書採択

検討委員会での調査研究の結果を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択するものでございます。

第4に、「採択する教科用図書」でございます。教科用図書は、文部科学大臣から県教育委員会を通して送付される「教科書目録」に登載されているもののうちから採択いたしますが、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除くものでございます。中学校用教科用図書は、「教科書目録」に登載されているもののうちから採択し、小学校用教科用図書は、令和5年度採択と同一のものを採択することとしております。

また、特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書は、「教科書目録」に登載されているもの、又は、「附則第9条図書」のうちから採択することとしております。

第5は、中学校用教科用図書採択の手順でございます。

(1)では、採択に当たっては、教科書採択に必要な協議検討を行う組織として、綾瀬市教科用図書採択検討委員会を設置することとし、(2)では、令和7年度に使用する中学校用教科用図書では、全教科で調査員を置き、文部科学大臣の検定に合格した全ての教科用図書を調査し、選定に必要な資料を作成することとしています。(3)では、綾瀬市教科用図書採択検討委員会は、調査員が作成した資料等に基づき、綾瀬市立学校で使用する教科用図書の採択に必要な事項を協議検討し、その結果を教育委員会に答申として、報告することとしております。

議案資料の3ページをお願いいたします。

今年度の教科用図書採択のスケジュールでございます。本日、採択方針の決定の後、5月29日から7月18日までの間に、採択検討委員会等において調査・検討が行われます。また、6月14日から27日までは、綾瀬市において、教科用図書の展示会を開催し、広く市民から御意見をいただくこととしております。教育委員会臨時協議会が開催される7月18日には、臨時協議会の前に、採択検討委員会から教科用図書の調査・検討内容についての報告を受け、御協議いただくこととしております。7月26日の教育委員会会議7月定例会で、採択となっております。

以上で第17号議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第17号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

7ページに綾瀬市教科用図書採択検討委員会とあり、議案資料の56ページにある設置要綱第4条に組織の内容について書いてありますが、採択検討委員の選任はどのように行われるのか教えていただきたいと思います。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

採択検討委員会でございますが、第４条に書かれているとおり、委員１０人を教育委員会から任命しております。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

どうやって選任するかというところを。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

教育委員会の職員というところで、教育研究所から３名選任しております。学校の校長としましては、今回は中学校の教科書というところがありますので、中学校の校長から２名、小学校の校長から１名となっております。学校の保護者の代表につきましては、ＰＴＡのほうからの選出となっております。

また、その他教育委員会が必要と認める者に関しましては、保護司会から１名、市の子ども会育成連絡協議会から１名選出していただいております。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

平出委員。

○委員（平出恵子君）

今、採択検討委員会について説明をいただきましたが、資料の３ページにあります、合同調査委員会、教科外担当者、教科担当者、綾瀬市調査委員のメンバーの構成や人数について教えていただけますでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

まず、４市合同調査委員としまして１９名おります。教科ごとに１名から２名選出されており、内容といたしましては、教科に関する研究内容を調査し、まとめております。

綾瀬市調査委員会に関しましては、綾瀬市の生徒及び地域の特性に関する調査研究を行っております。こちらは教科外としまして、総括教諭２名が選出されております。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

田中職務代理。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

教科書の採択において、今後、必ず話題に上がってくるのは、デジタル教科書だと捉えていますが、今後の方向性みたいなものがあれば、今のお考えで結構なので教えてください。

○教育長（袴田毅君）

では、現状と今後の方向性ですね。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

もう一つ付け加えると、自分が知る限り、英語では音声を聴く際にデジタル教科書を使ったりしているような実態があると聞いているので、そのような実態と今後の方向性を教えていただきたい。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

今いただいたデジタル教科書についてでございます。英語のデジタル教科書に関しましては、今、指導者のほうにも配付されておりますので、これから授業の中でも活用が進んでいくことが期待されております。また、国の方針では、教科書採択はあくまで紙の教科書を決定する行為であり、調査検討の対象は紙の教科書であることが基本ですが、紙の教科書とあわせて、令和6年度中学校英語教科書の採択については、デジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができると示されております。

それを受けまして県でも、英語に関してはデジタル教科書も調査の対象とするということが示されております。綾瀬市の方針に詳細は明記しておりませんが、これらのことを受けまして、各学校に配付している教科書見本に対する先生方の意見を書く欄には、デジタル教科書の意見について記載する欄がございます。

ただ、4市合同調査委員会につきましては3回を予定しておりまして、その中で十分に紙の教科書に加えてデジタル教科書まで審議する時間があるかというところは課題だと感じております。

ただ、各学校の意見と県の調査員からの報告というところで参考として情報を提供できると考えております。

○教育長（袴田毅君）

田中職務代理。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

この教科書採択については紙の教科書ということで理解出来ました。学校教育法が変わってもう5年になって、デジタル教科書という方向性もある。今は英語だけかもしれませんが、デジタルであるメリットは、文字を拡大したり、自分のペースに合わせて学習したりすることができるというように言われていますので、綾瀬では総合教育支援センター構想などもある中で、デジタル教科書についても今後さらに検討して欲しいと思います。

○教育長（袴田毅君）

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

歴史の教科書の中で令和書籍、今年初めて入ってきた出版社がデジタルで来ていて、それは今回の採択の対象になるのですか。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

はい、それは国のほうで認められていて、今回デジタルで来ております。学校のほうには紙で印刷して配付するとともに、デジタルでも見られるように展示いたします。

○教育長（袴田毅君）

学校のほうには印刷して配ったのですか。

○教育指導課長（春木純子君）

はい、印刷しています。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

それが採択された場合は製本されて子どもたちに配られるのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

そのようになると思いますが、確認して正式にお答えしたいと思います。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

採択にあたって一番気になっているところは、今現在使用している教科書が子どもたちにとってどうなのか、子どもたちの反応はどうなのか。また、教えている先生方にとっては使いやすい

ものなのか、そういったところが気になります。特に、4年前に従来使用していた教科書とは違うものに変更した教科について、子どもたちの反応や先生方の声をできるだけ早く聞きたいと思いますが、このスケジュールによると、それが聞けるのはやはり7月18日の臨時協議会ということになるのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

はい、こちらのスケジュールで申しますと、7月10日に会議が終わり、それから報告をまとめまして、御提示できるのが7月18日になると考えております。なるべく早く提示できるように検討してまいります。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

会議としてではなくて、4年前に変えた本についていただくことは出来ませんか、厳しいでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

検討していただくということで。

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

ぜひそういったところを検討させていただきます。

○教育長（袴田毅君）

特に4年前に変えたところがうまくいっているかどうかを。

他はいかがでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第17号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第6 第18号議案 綾瀬市学校給食検討委員会委員の委嘱について」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第18号議案 綾瀬市学校給食検討委員会委員の委嘱について」、御説明いたします。

追加議案書の3ページを御覧下さい。

提案理由につきましては、中段に記載のとおり、任期満了に伴い新たに委員を委嘱いたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により提案するものでございます。

学校給食検討委員会につきましては、学校給食の年間事業計画や給食物資の購入、給食費に関することなど、学校給食に関する事項について調査・審議いただく機関でございます。綾瀬市附属機関の設置に関する条例により、委員の定数は16人以内で、任期は2年と定められております。委員につきましては、小・中学校の校長及び保護者の代表として選出した15名と小・中学校校長会・教頭会連合会会長としております。

議案書の4ページ・5ページを御覧ください。新たに委嘱する委員でございます。

小・中学校の校長の代表として、1番の綾瀬小学校の豊田校長、2番の綾西小学校の神尾校長、3番の綾南小学校の橋口校長、4番の北の台小学校の瀬戸校長、5番の土棚小学校の永益校長、6番の綾瀬中学校の上山校長、順番が前後しますが、8番の城山中学校の大城校長、9番の北の台中学校の橋本校長となっております。

保護者の代表としては、10番の綾北小学校PTAの木村会長、11番の早園小学校PTAの笠間会長、12番の天台小学校PTAの宮本会長、13番の落合小学校PTAの小菅会長、14番の寺尾小学校PTAの赤城会長、15番の綾北中学校PTAの柏木会長、16番の春日台中学校PTAの富士溪会長となっております。

そして、小学校・中学校校長会・教頭会連合会会長として、7番の綾北中学校の熊本校長、以上16名の委員を委嘱するものでございます。

委員の任期につきましては、令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2年でございます。また、追加議案資料の3ページですが、本日までの現在の委員名簿がございますので、御参照いただければと思います。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第１８号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第１８号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

ここで暫時休憩といたします。会議の冒頭にお諮りしましたとおり、これより非公開審議に入りますので、傍聴者におかれましては、御退席いただきますようお願いいたします。

（ 傍聴者の退席 ）

○教育長（袴田毅君）

それでは会議を再開いたします。

「日程第２ 第１４号議案 綾瀬市こどもドリームプレイウッズ条例（案）について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第１４号議案 綾瀬市こどもドリームプレイウッズ条例（案）について」、御説明いたします。

秘密会議案書の２ページを御覧ください。

提案理由でございますが、中段に記載のとおり、綾瀬市こどもドリームプレイウッズ条例（案）について、綾瀬市議会６月定例会に上程するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、綾瀬市長から意見を求められておりますので、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第２条第１項第４号の規定により提案するものです。

秘密会議案資料の２ページを御覧ください。

「１ 条例制定の理由」でございますが、記載のとおり、深谷中７丁目にある「ドリームプレ

イウッズ」について、様々な事情を持つ多世代の子どもたちが気軽に交流できる居場所となるよう、更なる整備を進めていくため、市の社会教育施設として公設化し、「綾瀬市こどもドリームプレイウッズ」とするものであります。本条例は、公設化にあたり、管理運営に必要な事項を定めるものでございます。

それでは、条例（案）の内容について、御説明させていただきます。恐れ入りますが、議案書の３ページを御覧ください。

第２条では、施設の設置、名称及び位置について規定しております。

施設の名称は「綾瀬市こどもドリームプレイウッズ」、位置は「綾瀬市深谷中七丁目３０７１番地」としております。

第３条では、休場日について規定しております。休場日は、１月１日から同月３日まで及び１２月２９日から同月３１日までとしております。

第４条では、利用時間について規定しております。利用時間は、平日は午後１時から午後５時まで、日曜日、土曜日、休日は、午前１０時から午後５時までとしております。

第５条では、管理の方法を指定管理者による管理とし、第６条において、指定管理者が行う業務について規定しております。

第７条では、入場制限について、第８条では、利用料金について、第９条では、損害賠償について規定しております。

第１０条では、この条例に定めるもののほか、綾瀬市こどもドリームプレイウッズの管理等に関し必要な事項は、市長が別に定める旨を規定しております。

附則では、第１項で、この条例の施行期日を令和７年４月１日からとし、第２項では、指定管理者の指定の手續その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができるとしています。

また、この条例の制定に伴い、第３項で「綾瀬市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の一部を改正しております。綾瀬市こどもドリームプレイウッズは、その運営方法等から、文化会館や図書館、公民館等と同様の「社会教育施設」となりますが、その他の生涯学習施策や、こども関連施策と一体的に実施することが望ましいと考えられることから、同施設の管理運営に関し、市長部局へ権限を移管するものであります。なお、６ページには、令和６年４月３０日付けで、綾瀬市長から依頼のありました意見聴取の写しを添付しております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

ただいま説明のありましたように、「こどもドリームプレイウッズ」が、運営方法の変更に伴

い、文化会館や図書館、公民館等と同様の「社会教育施設」となりますが、その他の生涯学習施策やこども関連施策と一体的に実施することが望ましいと考えられることから、同施設の運営については、「綾瀬市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」において市長部局へ権限を移管する旨を規定いたしたく、市長より条例の改正案について意見を求められております。

委員の皆様から質疑や御意見をいただき、その後、この条例案について承認するかどうか採決をいただきたいと思います。なお、採決結果を含め、いただいた御意見や御要望については、回答書に付して市長へ送付したいと思います。

それでは、第14号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

このドリームプレイウッズはものすごく良い施設だと思っておりますが、2つ質問がありまして、今、どのような管理体制になっているのか。昼間に見てもらっている大人の人は毎日いるのか。以上2点となります。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（大矢博之君）

現在のドリームウッズにつきましては、NPO法人が管理をしております。日中はボランティアの方が必ずいるような状況でございます。

○教育長（袴田毅君）

他にいかがでしょうか。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

はい、うちも息子が二人おりますが、小学校の頃すごくお世話になっていました。ただ、子どもたちの話を聞くと、どちらかというと自然に近い状態ということで、小学校の高学年くらいからじゃないとちょっと危ないかなという話を聞いていたのですが、例えば今回、市の管轄になる場合に、ケガをした際の保護者への連絡方法をどうするのか、高学年だけでなく低学年の子も満遍なく遊べる場所に変えていくのか、お聞きしたいと思います。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（大矢博之君）

はい、まず怪我をした場合、今後は市の公共施設となりますので、市が加入する全国市長会の

賠償責任保険が適用されるかと思います。怪我をした場合の保護者への連絡については、指定管理者が管理するような形になりますので、個人情報の関係もありますが把握できるように運用をしていきたいと考えております。

低学年の子については、今後整備をしていく中で検討していく材料の一つかと思っております。

○教育長（袴田毅君）

よろしいですか。他はいかがですか。

田中職務代理人。

○教育長職務代理人（田中恵吾君）

条例（案）の第5条と、第8条の利用料金に関して質問させていただきたいと思います。まず第8条の利用料金について、無料と記載されていますが同伴する保護者についても無料ということでしょうか。

それと、第5条に関しては、指定管理ですから、公設民営、そうすると民営の指定管理者の努力によって、イベントなどが考えられると思いますが、何かイベントに関して、考えていることがあればお聞かせください。以上です。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（大矢博之君）

まず、利用料については規定で無料としておりますが、例えば指定管理者が行うイベントに係る料金については、一部参加費をいただくなどの運用がされるかと思います。

指定管理料の中にイベントを実施することなどが入りますが、具体のイベントについては、これから検討して決めていくような形になろうかと思います。

○教育長職務代理人（田中恵吾君）

わかりました。ありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

他にはありませんか。

平出委員。

○委員（平出恵子君）

公共施設となることによって、ボランティアに対する報酬はどのようにお考えでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（大矢博之君）

新たに指定管理者制度によって管理していきますが、その指定管理料の中には人件費も含まれるような予定となっております。以上です。

○委員（平出恵子君）

ボランティアは今後もボランティアという形になるのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（大矢博之君）

指定管理者の中でボランティアの方を雇用するような形になろうかと思います。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第14号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

それでは、今回の審議の内容を踏まえ、原案に同意する旨を市長へ回答したいと思います。

なお、「綾瀬市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項において、「地方公共団体の議会は、この特例条例の制定や改廃の議決をする前に、教育委員会の意見を聴かなければならない」とされており、この条例案が市議会6月定例会に付議された場合、議会より同様の意見を求められることとなります。

その際、本来ですと臨時会により審議するところではありますが、本日の議案と同様の内容に対する意見聴取であるため、回答も市長からの意見聴取への回答と同様になるかと思われます。委員の皆様から御了承をいただければ、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により、教育長の臨時代理で処理し、直近の6月定例会で報告とさせていただきたいと思いますが、市長への回答書の作成と併せまして、議会からの意見聴取の回答につきましても、私に一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

(意義なしを確認)

○教育長（袴田毅君）

それでは、回答書の作成につきましては、私に一任とさせていただき、議会への回答は臨時代理で処理し、6月定例会で御報告させていただきます。

○教育長（袴田毅君）

「日程第3 第15号議案 動産の取得について（案）」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第15号議案 動産の取得について（案）」について、御説明いたします。

秘密会議案書の7ページを御覧ください。

提案理由でございますが、教育委員会に係る動産の取得に関する議案について、綾瀬市議会6月定例会に上程するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、綾瀬市長から意見を求められたので、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第4号の規定により提案するものでございます。

8ページを御覧ください。

今回、綾瀬市長から意見聴取のありました動産の取得は、学校給食センターの調理機器「ガス式連続フライヤー」の取得にかかる議案となります。当該物件は、学校給食センターで使用しているものが老朽化により更新が必要になったことに伴い、最新のガス式連続フライヤーを導入することで、学校給食の質の向上及び調理作業の効率化を図るものでございます。

11ページを御覧ください。

本件につきましては、一般競争入札により納入業者を選定し、5月10日付けで仮契約を締結しており、同日付で綾瀬市長から意見聴取の依頼があったものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第15号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

田中職務代理人。

○教育長職務代理人（田中恵吾君）

従来のガス式連続フライヤーと今回新たに購入されるフライヤーにどのような違いがあるのか、もう少し具体的にお話しいただければと思います。

○教育長（袴田毅君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（比留川晋一君）

従前のフライヤーと新しく購入するフライヤーの性能の違いでございますが、時間当たりの処理能力が2割ほど向上しております。コロッケを例にすると、今まで1時間当たり4,300個だったものが5,110個となり、810個ほど調理できる個数が増えますので、2割ほど効率よく調理できることが期待出来ます。

また、大きな違いとしては、従前のフライヤーに関しては、油に浮いた食材を板で押していくものが、新しいものはネットとネットで食材を挟みながら油をくぐらせる方式になります。現在は食材が油に浮いているので、途中で食材を裏返す手間があったり、色むらが出たりすることがありますが、新しいものは適正温度の油の中をずっとくぐっていく形になりますので、仕上がり均等になります。温度管理も現在は入口と出口の2点式ですが、新しいものは真ん中でも測ることができますので、より適した温度で調理することができるというところで、大きな性能の差がございます。

既存の機種も選択肢にありましたが、今回購入するに当たっては、より性能のいいものを導入することで、学校給食の質の向上につなげていきたいのと、作業効率を向上させることで、揚げから学校に届くまでの時間を短縮できるというようなメリットがあります。そこが大きな違いと思っております。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

付け足して良いですか。

○教育長（袴田毅君）

はい、どうぞ。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

性能がかなり向上するようで良いことだと思っています。

今まで調理に職員の方たちは何人くらい関わっていたのか、今回これを導入することによって一人でも二人でも減っていく可能性があるのか教えてください。

○教育長（袴田毅君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（比留川晋一君）

今は入り口で食材を投入する人が3名、出口で回収する人が2名から3名いまして、真ん中で裏返す人が2人います。その真ん中の2名に関しては確実に減る形になりますので、ほかの作業に当たる事が出来ると考えられます。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

性能を向上することによって調理に必要となる人数が少なくなれば、点検などの安全安心につながる業務を行うことができるのかなと思いましたので聞きました。よろしくお願いします。

○教育長（袴田毅君）

他にどうでしょうか。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

揚げ物って温度が一番大事だと思うので均等な仕上がりになるのはすごく良かったと思っています。2,000万円以上するフライヤーになりますが、現在のものは19年ほど使えたとお聞きしましたが、新しいものの耐用年数というか、何年くらい使える見込みなのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（比留川晋一君）

基本的にメーカー保証が1年、目安としては10年になりますが他の調理機器を見ても10年スパンで変えるということはないです。部品交換や保守をしながら安全に使っていきながら使っていくような形で、今回は19年が経過し、操作パネルの不具合や電気系統のトラブルなど、修理が多くなってきたので、限界で使えなくなる前に交換を行うものでございます。10年が推奨の性能保持できる期間ですが、交換部品があつて、適正に使える限りは使っていきたいということで、15年から20年ぐらいが、目安になるのかなと思います。

○教育長（袴田毅君）

はい、亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

メンテナンスは何年に一度入りますか。また、揚げ物に使った油は毎回交換しているのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（比留川晋一君）

毎年の夏休みに一斉点検を行っています。法定点検もありますし、自主的にメーカーに頼んでいるものもあります。点検で不具合があれば修繕しているところでございます。

油の交換ですが、揚げ物の種類によって衣の散り方も異なるのですが、状況を見ながら大体4回を目安に換えています。綺麗であれば5回くらい使うこともあります。魚類や、からあげ系で

もにおいが強いにんにくなど、食材に応じて、4回を目安に、油の質を見ながら交換しています。月に8回程度揚げ物がありますので、半月に1回は交換するような形になります。

ただ、今までのフライヤーは、油をろ紙に落として、ろ過したものをタンクに戻すというような形でしたが、新しいものは油を冷却しながらろ過する機能があり、メーカーに聞いた話だと、2倍から3倍は長持ちするとのこと。では、今まで4回で換えていたものが本当に8回になるのかという使用頻度にもよると思いますが、2倍や3倍とまではいかなくても、1.5倍ぐらいには回数が増えるのではないかと期待しておりますが、栄養士が実際の油の様子を目視で確認しながら、適切に交換して行きたいと思います。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

ありがとうございました。

○教育長（袴田毅君）

他に質疑等がございましたらお願いいたします。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第15号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、綾瀬市教育委員会会議5月定例会を閉会いたします。

午後2時49分 閉会